

災害時における飲料水提供に関する協定書

平柳町自治会（以下「甲」という。）と、日本圧延工業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における飲料水の提供について、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東近江市平柳地区で地震、風水害等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、乙が甲に対し、飲料水を提供できるようにすることを目的とする。

（協力内容）

第2条 乙は、前条に定める災害が発生し、甲から要請を受けたときは、飲料水の提供および運搬に対し可能な限り協力するものとする。

（要請手続き）

第3条 甲は乙に対し、飲料水の提供を要請するときは、電話等により要請を行うものとする。

2 要請者は、原則、その年度における自治会長または副自治会長とするが、被災状況によっては、代理の者による要請も可能とする。

3 要請を請けた者は、様式第1号「飲料水提供受付記録表」に記録を行わなければならない。

（引き渡し）

第4条 被災地域の状況を勘案し、その都度、甲乙協議のうえ、運搬方法および引き渡し場所を決定する。

(費用負担)

第5条 飲料水提供にかかる費用は、乙の負担とする。ただし、甲が運搬する場合にかかる運搬費用は、甲の負担とする。

2 甲が運搬中に発生した事故による損失については、甲がその責任を負う。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、2023年11月16日から2024年11月15日までの1年間とする。なお、期間満了の30日前までに、甲乙いずれからも協定解消等の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

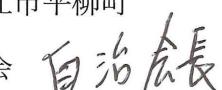
(協議)

第7条 この協定に定めのない事項または疑義が生じた場合、甲乙協議のうえ、円満に解決を図るものとする。

甲および乙は、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれに記名押印のうえ、各1通を保管する。

2023年11月16日

甲 滋賀県東近江市平柳町

平柳町自治会 



乙 滋賀県東近江市平柳町514

日本圧延工業株式会社

代表取締役社長

